

## 渋谷セレクトスペース撮影規約

スタジオ運営：和光建物株式会社

### 第1条（使用規約）

渋谷セレクトスペース（以下、「スタジオ」という）の使用契約にあたり、使用者は本撮影規約（以下、「本規約」という）への同意ならび遵守しスタジオを使用する事と致します。

### 第2条（撮影受け入れ）

下記に触れる場合、作品の内容次第ではご協力できないことがございます。

- 弊社及び当施設が不適当と判断したものの、施設のイメージを傷つける恐れがあるもの（例：暴力的な描写／アダルト etc）
- 公序良俗に反する、または社会道徳上悪影響を及ぼし、弊社ならび当施設のイメージを傷つけるもの。
- 「大きな音が生じる可能性がある」「搬出物が多数ならび大型のモノを持ち込む」「来館者が40名を越える」各撮影。

### 第3条（作品の事前把握・目的外使用）

- 撮影概要（内容・出演者）や掲載・使用媒体を確認できる「企画書又は類する資料」並び「香盤表」の提供をお願い致します。
- 事前に確認していたものと異なる使用をする場合は、必ず事前にスタジオへ連絡を入れるものとする。
- 事前の連絡がなく当施設のイメージを著しく損なう内容変更が発覚した場合や、法律等の違反があった場合は該当シーンのカットを依頼する事がございます。

### 第4条（予約成立）

- 使用申込を頂き、スタジオ（運営会社）より本予約として承諾通知（電話・メール等）を行った時点から予約成立とする。
- 使用料金は別途 御見積書等にて明記するものとする（原則、予約成立前に提示致します）。

### 第5条（使用時間）

- 使用時間は搬入開始時から完全撤収までの時間とする（使用時間の御請求は30分単位）。
- 使用時間延長を希望される場合は、予定終了の30分前までに電話にて延長可否の確認をするものとする。

### 第6条（使用料金の支払い方法）

- 「請求書払い（原則、撮影日の翌月末日まで）」又は「当日現金」のいずれかとする。
- 支払いに際する振込料等は使用者が負担するものとする。
- 支払期限を遅延した時は、年（365日あたり）14.6%の割合による、損害遅延金をご請求させて頂く事があるものとする。

### 第7条（キャンセルポリシー）

- 使用日から1週間を切ってのキャンセルの場合は、使用料の100%とする（予定されている時間分）
- （例外）予約成立後、別件より使用日同日に正式な予約連絡があり、他社の予約を断った場合はその時点から100%のキャンセル料がかかるものとします（事前に他社より正式な予約連絡が入った旨、ならび上記の「例外キャンセルポリシー」が適用される旨についてご連絡致します）。

### 第8条（使用方法・原状回復）

- 使用者は善良な管理者の注意をもって、本規約の内容を遵守した上で使用し、使用後は施設レイアウト・設備等を原状回復するものとする。
- 当ビルは両側に入口がありますが、車両を停める際は店舗の邪魔にならない様に停車・対応するものとする（特に裏口側）。
- ゴミ類（建て込み・養生・弁当等）は原則持ち帰りとなりますが、有料（550円／袋）にて回収も可能となります。

## 第9条（禁止事項）

下記の禁止事項の遵守をお願いします。遵守頂けない場合、弊社には使用を停止させる権限があるものとする。

なお、使用停止の際、残時間分の返金や減額等の対応は一切致しません。

1. 本規約「第2条」「第3条」「第12条」に該当する使用・行為。
2. 当ビル関係者（入居テナント・来館者等）ならび近隣に迷惑がかかる行為。

※**共用部分（エントランス・階段・廊下等）での話し込みや座り込み、機材含む荷物の滞留。ならび通用口を塞ぐ様な停車**

3. 楽器含め大きな音（声含む）が生じる、または生じる可能性がある使用。

4. 施設の設備・備品に対し、汚損・破損等が生じる使用・行為。

5. **ビル館内（共用部、トイレ含む）・敷地内での喫煙。**

6. 『控え室②』の室内にある食器類の使用ならび接触（関連会社が行っている絵付け教室の商品のため）

7. **【22時以降の入退館がある場合】**当ビルは防犯上 22 時以降入退館の運用が変わります。ドアの開け放し禁止等、別途運用ルール（別紙参照）を設けております。該当する場合は使用者全員に必ず事前に共有ならび遵守徹底するものとする。

## 第10条（使用者の損害賠償責任）

1. 施設及び各設備・備品の汚損・破損等が確認された際は、修復費用及び、営業補償、損害賠償の全額を請求するものとする。

2. スタジオ内ならび当ビル敷地内で発生した「盗難」「紛失」について弊社は一切の責任を負わないものとする。

また撮影等にて使用する荷物・備品等を預かった場合も同様とする。

3. 使用者が第三者に損害を与えた場合、当施設上の明らかな問題に起因する場合を除き、使用者は自らの責任と費用で第三者の損害を賠償するものとする。

## 第11条（運営者の立入権）

運営者はスタジオの維持・保管ならび管理等のため使用期間中いつでも施設内に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。

その際、使用者は運営者に協力しなければならないものとする。

## 第12条（反社会勢力の排除）

使用者は下記事項の確約し使用するものとする。

1. 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ集団等）に該当しないこと。また、施設使用者の中に反社会的勢力がないこと。
2. 反社会勢力の誇示をするためや、これらの資金源とするために撮影を行い、反社会勢力の援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと。

## 第13条（機密保持）

使用者は、当施設の機密情報を秘密として保持し、第3者への開示・漏洩・公表をしないものとする。

\*\*\*\*\*

上記の各事項に同意し、遵守するよう全スタッフ及び関係者へ周知及び徹底致します。

また、事故やトラブルが起こらない様、細心の注意を払って撮影を行う事を約束致します。

令和 年 月 日

会社名：

作品名：

現場責任者名：

収録での来館予定総人数 名程度

※当施設は作品の非公開情報に関して許可無く開示、漏洩、公表しないことをお約束致します。

※2回目以降の収録時は、弊社から新たな提示がない場合は本規約を引き続き適用するものとする。